

# 令和5年度第7回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年8月28日（月）  
開催時間 16時00分  
開催場所 芽室町役場2階第7会議室

## 開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第11号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）
- 日程第5 報告第12号 芽室町電子図書館開設の件
- 日程第6 議案第16号 令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件
- 日程第7 議案第17号 令和6年度使用中学校用教科用図書採択の件
- 日程第8 議案第18号 令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件
- 日程第9 議案第19号 令和5年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）
- 日程第10 議案第20号 契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第11 議案第21号 請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第12 議案第22号 令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

## 閉 会

日程第4

報告第11号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弹力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく  
就学指定校の変更について、報告します。

令和5年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## 芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で教育委員会が定める地域（別表）をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れができる人数をいう。

### (学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

### (申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

### (申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

### (就学指定)

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

(抽選)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。(平成25年9月10日決定)

別表（第3条関係）

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部(芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで)

日程第 5

報告第 1 2 号

芽室町電子図書館開設の件

芽室町電子図書館開設の件について、報告します。

令和 5 年 8 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## 茅室町電子図書館開設について

生涯学習課

### 1 開設予定日

令和5年10月1日（日）

### 2 利用対象者等

対象者：町民、通勤者、通学者

利用冊数：3冊

利用期間：1週間

※9月教育委員会議で規則改正提案予定

### 3 資料構成・収集の考え方

令和5年度整備コンテンツ数は3,000冊（予定）。子ども児童生徒、女性層、男性層に実績のあるコンテンツを収集し、普及・拡大を図る。

### 4 普及のための推進事業

#### （1）学校との連携

ID、パスワードの配布（児童、生徒、職員）

職員向け利用説明会の実施

児童生徒向けコンテンツの整備

#### （2）広報活動

紙媒体、インターネット、ほか

#### （3）利用説明会の実施

・図書館における利用説明会

開館直前より初期は月数回、視聴覚室で一般向け児童親子向けの説明・利用登録会を実施する。7月に設置したWIFIや新規購入のプロジェクターを活用し行う。

・学校や関係者会合での利用説明会

開催場所は今後の調整であるが、GIGA端末を用いた読書に関連する教職員等向けの説明会を実施する。学校図書館担当者会議を通じたり個別連絡等で詳細を調整していく。

・その他の利用説明会

地域、団体、大型行事などで啓発の説明会を実施していく。

## 5 日程（予定）

- ・ 8月 3日 契約
- ・ 8月 14日 管理用アカウント受領 コンテンツ選定・発注開始（以下隨時）
- ・ 8月 18日 ID 発行要領決定
- ・ 8月 20日 電子図書館ホームページデザイン配色等完成
- ・ 8月 23日・24日 校長会教頭会で説明・依頼
- ・ 8月 30日 図書館協議会実施
- ・ 9月 1日 学校図書館担当者会議開催
- ・ 9月 2日 電子図書館広報開始・ID 登録申請受付開始
- ・ 9月 15日 電子図書館サイト試運転開始
- ・ 9月 20日 職員研修実施
- ・ 9月□□日 教育委員会議（規則改正提案）
- ・ 9月 24日 利用説明会実施
- ・ 9月 28日 学校図書館担当者会議開催
- ・ 10月 1日 電子図書館運用開始
- ・ 10月 14日 学校関係者対象利用説明会実施

日程第6

議案第16号

令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和6年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和5年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## 令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

令和6年度に使用する小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和5年8月8日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

小学校	
種目	発行者名
国語	教育出版(株)
書写	教育出版(株)
社会	東京書籍(株)
地図	帝國書院(株)
算数	東京書籍(株)
理科	教育出版(株)
生活	教育出版(株)
音楽	教育出版(株)
図工	日本文教出版(株)
家庭	開隆堂出版(株)
保健	(株)Gakken
英語	教育出版(株)
道徳	東京書籍(株)

令和6年度から使用する小学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の具体的な場面を、イラストや図版で分かりやすく示したり、昔話の読み聞かせや古典を音読して、面白いと思ったところ、感じたことを発表する活動を取り上げるなど工夫がされていること。</li> <li>・「話すこと・聞くこと」について、児童の発達段階に応じて、司会、記録、提案者など役割に気を付けて話し合う活動や、立場を明確にして話し合うミニディベート、パネルディスカッションを取り入れ、それぞれの活動後には振り返りも設定されており、日常生活における人との関わりについて、伝え合う力を高め、思考力や想像力を養うための工夫がされていること。</li> </ul>
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬筆と毛筆の関連について、「横画」や「縦画」などの筆使いや、点画の書き方への理解、筆圧などの注意といった毛筆で学んだことを生かして硬筆で書く活動を通し、硬筆による書写の能力の基礎を身に付けさせる学習活動を取り上げるなど工夫がされていること。</li> <li>・身に付けた書写の力を学習活動に生かす題材「レッツ・トライ」の中で、ノートやメモの書き方に加え、暑中見舞いや短歌、小筆を使った俳句など日本の伝統的な慣習・文化の学習にも配慮がされており、多様な文字文化に関心をもち、幅広い知識と教養を高めるよう工夫がされていること。</li> </ul>
社 会	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の国土の自然や自然災害の防止及び北海道に関わりのある内容などについて、より児童の発達段階に即した配慮がされており、児童の興味・関心を生かすための構成に工夫がされていること。</li> <li>・社会科特有の様々な知識・技能や思考・判断・表現力等の育成の観点等を重視し、より児童の課題意識を高め、より主体的に追究する学びの展開に配慮がされていること。</li> </ul>
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を一層深め、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きていくための知識・技能を身に付けるために、より主体的・対話的で深い学びに資する内容構成等に工夫がされていること。</li> <li>・「地図マスターへの道」や「防災マップ」の具体的な作り方を掲載したりするなど、より社会的な見方・考え方を働きかせたりする活動に配慮がされていること。</li> </ul>
算 数	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的・対話的で深い学びについて、班で別れて課題を設定し、現状を数値で把握し、より詳しく調べるためにグラフや表を活用して気付いたことを話し合う活動を設定するなど、児童の主体性を高める課題や班で話し合うという対話の時間を設け、より深い学びにつなげようとする工夫がされていること。</li> <li>・身に付けた知識及び技能を生活や学習に活用しようとする態度の育成の観点から、吹き出しを使い、問題解決しようとする姿や発展的に学習しようとする姿を例示したり、日常生活と連動した内容を掲載し、より身近なものや事象から数学的処理の仕方を身に付ける工夫がされていること。</li> </ul>

種 目	発行者	理 由
理 科	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道に関する掲載数が63箇所と数多く、十勝に関する資料も4箇所取り上げられており、子どもたちの興味・関心が高まり、学習意欲の向上が図られること。</li> <li>・児童が自然の事物・現象に関心や意欲をもって主体的に関われるよう配慮するなど、生物と環境についての学習の後に、資料を通じて、生命・地球の内容区分で系統的・発展的に、興味・関心をもって学習できるように工夫がされていること。</li> </ul>
生 活	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力の育成を目指すものであり、身近な人々、社会や自然と触れ合ったり、関わったりする活動を通して、地域に愛着をもち、自分たちの遊びや生活をよりよくするための気づきが確かなものとなるよう設定されていること。</li> <li>・中学年以降の学習につながるイメージができるよう、上学年の学習風景を写真で示しながら、社会科、理科、総合や外国語活動へのつながりを説明するなど工夫がされていること。</li> </ul>
音 楽	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽の見方・考え方を働きかせ、必要な資質・能力を育成するため、歌唱、器楽、音楽づくり、及び鑑賞などの様々な学習活動を通して、より我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを味わい、さらには北海道の地域素材にも工夫がされていること。</li> <li>・主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びへの対応が、より系統的・発展的に学習ができる内容構成等の配慮がされていること。</li> </ul>
图画工作	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの自主的で豊かな造形表現活動を促し、自ら課題を発見し、更なる追究・探究など意欲向上につながるよう全国の様々な造形活動や美術館の取組、伝統工芸、美術作品などを掲載したりするなどの工夫がされていること。</li> <li>・表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働きかせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質や能力を育むための工夫がされていること。</li> </ul>
家 庭	開隆堂出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な社会のために」の題材において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、SDGsを取り上げ、地域で行われているごみを減らすための工夫や取組を調べるなど、グループでその課題を議論・解決することなどを通して、考えを広げたり深めたりする活動を設定し、主体的・対話的で深い学びに資するような工夫がされていること。</li> <li>・小学校家庭科の学習内容である「衣食住の生活」と「消費生活・環境」の関連を図り、環境に配慮した衣服の手入れについて考えるなど、これまでの学習で身に付けた知識や技能を実際の生活に生かすことができるよう工夫されており、生活をよりよく変えていく力を培うような配慮がされていること。</li> </ul>

種 目	発行者	理 由
保 健	Gakken	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体は密接に関係していることについて、自分自身の経験を基に、「心の発達」や「心と体のつながり」、「不安や悩みへの対処」について考え、話し合ったり、不安や悩みを抱えたとき、思春期などで困ったときの対処方法や相談窓口を取り上げているほか、いじめについても取り上げていること。</li> <li>保健を科学的に捉える工夫がされており、インフルエンザや新型コロナなどウイルスの特性を取り上げたり、主な生活習慣病の病名を示し、それらに関する学びのほか、喫煙や薬物乱用の害、パソコンやタブレットによる健康への影響を取り上げるなど、より内容が充実していること。</li> </ul>
英 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る点において、夏休みの出来事や自分の将来の夢など、身近な事柄について、自分の考えや気持ちなどを話す活動の工夫がされていること。</li> <li>子どもたちの興味や関心、身近な話題から徐々に広い世界へと目を向けさせる点では、北海道と関わりを持つ多くの話題性がある題材を取り上げる工夫がされていること。</li> </ul>
道 德	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の道徳性が養われるよう、言語活動や問題解決的な学習及び体験的な学習はもとより、より全ての内容項目が調和的に関わり合うように配慮され、いじめや北海道の地域素材にも十分配慮する中で、考え、議論するための多様な授業づくりに生かしやすい工夫がされていること。</li> <li>自分の考えを可視化し、友達と考えを比べ、多様な感じ方や考え方があることに気付くことができる「考えるためのツール」をはじめ、道徳的価値に根差した問題を見つけ、多面的・多角的に考えながら進める授業展開などに対して、より具体的な配慮がされていること。</li> </ul>

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜すい）

（昭和三十八年十二月二十一日）

（法律第百八十二号）

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（平一〇法五四・平一一法八七・平一五法一一七・一部改正）

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（平二五法四四・一部改正）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（平一一法一六〇・平二六法二〇・一部改正）

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。  
(平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一九法九六・平二六法二〇・平二七法四六・一部改正)

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜すい）

(昭和三十九年二月三日)

(政令第十四号)

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(平一五政一一・平二六政二九三・一部改正)

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

(平二政六六・平一二政三〇八・平一九政三六三・平二〇政二二四・平二六政二九三・一部改正)

○芽室町立学校管理規則（抜すい）

昭和51年12月22日

教委規則第6号

(教科書の採択)

第41条 学校において使用する教科書は、第12地区教科書採択教育委員会協議会の決定に基づき委員会が採択する。

日程第 7

議案第 17 号

令和 6 年度使用中学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 6 年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和 5 年 8 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

## 令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

令和6年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和2年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

中 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 (株)
書 写	教 育 出 版 (株)
社会 (地理的分野)	東 京 書 簿 (株)
社会 (歴史的分野)	東 京 書 簿 (株)
社会 (公民的分野)	東 京 書 簿 (株)
地 図	(株) 帝 国 書 院
数 学	東 京 書 簿 (株)
理 科	(株) 新興出版社啓林館
音 楽 (一 般)	教 育 出 版 (株)
音 楽 (器楽合奏)	教 育 出 版 (株)
美 術	日本文教出版(株)
保 健 体 育	(株) 学研教育みらい
技術・家庭 (技術分野)	開 隆 堂 出 版 (株)
技術・家庭 (家庭分野)	開 隆 堂 出 版 (株)
外 国 語	教 育 出 版 (株)
道 德	東 京 書 簿 (株)

令和3年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「書くこと」について、具体例を基に一般的な特徴を導き説明文を書く活動や、読み手の助言を踏まえて自己P R文を書く活動を通して、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする学習活動を設定するなどの工夫がされていること。</li> <li>・複数の新聞を比較しながら構成する情報について整理し、それぞれの効果について理解する活動や、和歌の技法や歴史的背景を理解しながら、歌のリズムを味わう学習活動などを設定するなどの工夫がされていること。</li> <li>・第2学年で学習した、物語の構成や展開を意識して書き、表現の工夫や効果について考えながら「ショートショート」を書く活動を踏まえ、第3学年で、中学校での学習を振り返り、読み手に自分の思いが伝わる作品集を作る活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がされていること。</li> </ul>
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬筆の取扱内容において、レイアウトや筆記用具を工夫して書いたり、身の回りで見かける文字の表現効果について考えたりする活動を通して、文字文化の豊かさに触れ、効果的に文字を書く学習活動を設定するなどの工夫がされていること。</li> <li>・速く書くための筆脈を意識した筆の動き、行書に調和する平仮名を書くための筆使いなど、毛筆で学んだことを生かして硬筆で書く活動を通して、硬筆による書写の能力の基礎を身に付ける学習活動などが取り上げられており、「文字を書く力」を高める工夫がされていること。</li> <li>・学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、「考えよう」を参考にして、点画の形や方向の変化について考えたり、「点画の形」や「点画の方向の変化」など、書写の学習用語を用いて学習した内容について話し合ったりするなど、考えを広げたり深めたりするような工夫がされていること。</li> </ul>
社 会 地理的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「見方・考え方」や「もっと地理」などのコーナーを設けるなど、興味・関心や学習を深めるための様々な工夫がされていること。</li> <li>・身近な地域の調査において、高知県高知市の調査事例を示し、自然や人口、産業、交通などの地理的な事柄に目を向け、調べ学習に必要な技能を身につける「スキル・アップ」の欄を設け、探求的な学習を主体的に進めたり、防災をテーマに課題の整理と解決策を提案するなど、学習を通して地域社会への参画意識を高めるような工夫がされていること。</li> <li>・各单元の学習を、单元全体を貫く問い合わせある「探求課題」と、解決を補助する問い合わせある「探求のステップ」、各単位時間の「めあて」である「学習課題」の3段階に構造化し、細かいステップで思考、判断した内容を適切に表現する力を身に付けられる工夫がされていること。</li> </ul>

種 目	発行者	理 由
社会歴史的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>各章の終わりに、基礎基本の「学習をふり返ろう」や、まとめ活動で「みんなでチャレンジ」を設けたり、「ピラミッドストラクチャ」、「ウェビング」、「ステップチャート」など多様な活動によって、時代の特色を捉えられるような工夫がされていること。</li> <li>学習の初期段階に「スキルアップ」の欄を設けて、集める、読み取る、まとめるなど、歴史の学習の基礎・基本を提示したり、「見方・考え方」の欄では、学習を深める具体的な作業や活動の仕方を提示するなどの工夫がされていること。</li> <li>身近な地域の歴史について、「アイヌ文化とその継承」として、儀式や神話、生活の様子などの資料を掲載しているほか、13世紀以降のアイヌ文化の成立、展開や継承の動き、また、シャクシャインの戦いや北海道旧土人保護法、アイヌ文化振興法の制定の変遷や差別、偏見をなくす取組みなどを、より系統的かつ客観的に記述するなどの工夫がされていること。</li> </ul>
社会公民的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌの人たちの歴史・文化等について、「差別」という視点からだけではなく、先住民族としての位置付けや同化政策とともに、国際的な関心の高まりに触れるなど、多面的・多角的な学習が展開できるように工夫がされていること。</li> <li>地元十勝の芽室町の議会改革を取り上げるなど、北海道十勝の事例から地方自治を考察できるようになっており、生徒たちにとって身近な教材として学習意欲を喚起する工夫がされおり、また、旭川市のアイヌ語の地名表示板の写真を掲載するなど、北海道に住む生徒たちや保護者の関心を高める工夫がされていること。</li> </ul>
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地図帳の使い方」で3ページを使ってより詳しく説明しており、使いやすく構成されていること。</li> <li>主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応について、「地図活用」のコーナーを設け、地図の読図や比較を通して分かることを整理したり、資料図に「学習課題」を設け、テーマに沿って考察するなどの学習活動を設定する工夫がされていること。</li> <li>「日本の資料図」において、農業や工業について様々な資料を掲載し、さらに、世界との結び付きが明示されており、日本の農業や工業が世界との貿易の中で成り立っていることを深く学ぶことができる工夫がされていること。</li> </ul>
数 学	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒自ら課題意識をもち、解決を図るとともに、「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」を意識づけることにより、考える力や学びに向かう力などを高める工夫がされていること。</li> <li>「Q」から始まる数学的活動を促す「考えてみよう・調べてみよう」などで、生徒が既習を生かして、新たな知識・技能と関連付けて深く理解し、様々な場面で活用できる技能へ高められるような工夫がされていること。</li> <li>他教科と関連のある題材に「教科関連マーク」を示し、教科横断的な学習の参考になるように工夫するとともに、「D」マークのついた箇所では、関連する他教科の教科書紙面をデジタルコンテンツを使って閲覧できるようにするなど、随所にカリキュラム・マネジメントの重要性を感じさせる工夫がされていること。</li> </ul>

種 目	発行者	理 由
理 科	啓林館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元ごとに「探Qシート」を設け、生徒の活動をサポートするようになるとともに、自ら考える場や対話的な学びの場として、「話し合ってみよう」「考えてみよう」「表現してみよう」、さらには、生活の中の何気ない疑問を、対話を通して解決する場として、「みんなで解決」を設けるなど、様々な工夫がされていること。</li> <li>・多くの動植物や自然環境を紹介し、自然の共通性・多様性と豊かさに目を向けるとともに、天気の変化がもたらす恵みと災害にかかる事例について考察させ、さらには、「防災ラボ」では、自然災害の仕組みや影響、備えるための技術や取組などを紹介し、当事者意識をもたせる中で、他者との協働にも配慮がされていること。</li> <li>・学ぶ意欲を高め、探究しようとする態度を育てる中で、科学を学ぶ有用感を育て、基礎・基本や科学的な思考力・判断力・表現力等を高めるなど、学び続ける姿勢を育てるような工夫がされていること。</li> </ul>
音 楽 一 般	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「表現」や「鑑賞」に関する能力を育成する上で共通して必要とされる「共通事項」について、意識しながら旋律や曲の構成と音の重なりを理解して歌ったり、曲の流れを感じ取って聴いたりする学習活動を設定する工夫がなされており、全学年で、目次を学習内容に応じて3色に色分けして、これに対応するよう教材を分類するなど、学習内容と各教材の関連を意識した工夫がされていること。</li> <li>・「Let's Sing」や「Let's Try」のページを設けて、全学年を通して基礎的な事項の確認や理解が深まるような工夫がされていること。</li> <li>・「音楽を形づくっている要素」について、どんな特徴があるか実際に音楽を聴いて話し合う場面を設定したり、歌についても曲想の変化を感じて歌ったり、歌詞の内容を味わいながら歌ったりするなど、感じ取った気持ちを表現する歌い方の工夫があり、基礎・基本的な知識や技能を学ぶことができるような工夫がされていること。</li> </ul>
音 楽 器 楽 合 奏	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確に「演奏の仕方を身につける」と明示し、基礎的な奏法を身につける学習を示しており、掲載されている楽器曲の曲数も豊富なことから、器楽を通して生徒の感性を育てる工夫がされていること。</li> <li>・楽器の構え方などの写真や図を参考にして、楽器の奏法が身につくように配慮されており、楽器ごとに簡単な独奏や二重奏を演奏したりできるように工夫がされていること。</li> <li>・和楽器や打楽器、リコーダーなどで、主旋律を生かした演奏や曲想を感じ取った演奏など、表現の工夫であったり、音色に気をつけて演奏したりする表現活動などを通して、我が国や郷土の伝統音楽など、音楽の良さを味わうことができるような工夫がされていること。</li> </ul>
美 術	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点の違いや構図を工夫した絵を描いたり、量感や動勢などを生かし、感情やイメージを立体に表したりする活動を設定する工夫がされていること。</li> <li>・北海道と関わりのあるアイヌ文化（着物や木彫）や北海道出身の作家（大西、本濃）や彫刻、シンボルマークなどを大きく取り上げ、学びが生活に結び付くような工夫がされていること。</li> <li>・冒頭に「いろいろな私に出会う3年間の成長地図」を示して、3年間の学びが見通せるように構成しており、自分たちの学びが、どこに向かおうとしているのかをコンパクトに示し、目標を明確に共有できるような工夫がされていること。</li> </ul>

種 目	発行者	理 由
保健体育	学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>「傷害の防止」について、緊急地震速報が出されたときの行動について話し合ったりする活動を通して理解を深めるとともに、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現する学習活動を設定するなど、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることを学べるような工夫がされていること。</li> <li>小学校で学習した喫煙や飲酒の開始のきっかけや理由について振り返る学習をした後に、個人や社会的環境の要因、防止に向けた対策を取り上げるなど、系統的・発展的に学習できるように工夫がされていること。</li> <li>運動やスポーツの多様性の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、生涯にわたってスポーツを楽しく続けるポイントについて考え、大人になってもスポーツを継続するために必要な環境や工夫について発表し合うなど、自分の考えを広げたり深めたりすることができるような工夫がされていること。</li> </ul>
技術・家庭 技術分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の興味・関心を高めることができる写真やイラスト、図表、コラム等を各ページに多く掲載しており、実践的・体験的な学習活動や実習が多い教科として、生徒の学習意欲を高めるための工夫がされていること。</li> <li>各小項目の冒頭に授業の動機付けとなる「導入課題」や、学習を振り返り、学びを深めることができる「学習のまとめ」を掲載するなど、学習者の視点に立った工夫がされていること。</li> <li>「生物育成の技術による問題解決」において、生活をよりよくする方法を考え実践したり、自分の考えの根拠や理由を明確にして説明するなど、身近な生活との関連について工夫がされていること。</li> </ul>
技術・家庭 家庭分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費行動と地球環境、エネルギー消費と環境保全など、SDGsを取り上げ、世界の国々との連帯を意識した学びについての工夫がされていること。</li> <li>「衣食住の生活」「消費生活・環境」「家族・家庭生活」の3つのシンプルな内容構成になっているため分かりやすく、また、目次にも3つの区分が3色で示されており、学習のプロセスが明確になる工夫がされていること。</li> <li>「環境」「防災」「伝統文化」などのマークはもちろん、「暮らしの中のマーク」も多く紹介されており、「先輩からのエール」「豆知識」などを掲載したり、中学生キャラクターや学習案内キャラクターを活用したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がされていること。</li> </ul>
外 国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、スピーチ原稿を書いたり、グループで課題解決を図ったりすることや、「生きて使える英語力」や即興的な英語力を培うような工夫がされていること。</li> <li>既習事項の復習、予習に活用したり、4技能5領域のコツがわかる配慮をしたりするなど、学び方を学べる工夫がされていること。</li> <li>コミュニケーションに必要な知識と教養、社会への参画、環境の保全等に寄与しようとする態度を育成するような学習活動を設定し、取り扱い内容や構成・排列、学びのユニバーサル等工夫がなされていること。</li> </ul>

種 目	発行者	理 由
道徳	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考え方を深めるための話し合いの手順を示す「話し合いの手引き」を配置し、生徒が多様な感じ方や考え方に対する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう工夫がされていること。</li> <li>・道徳的な問題の解決に向けて話し合うことができる教材を配置し、様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力が養われるような工夫がされていること。</li> <li>・いじめの問題に関する教材を各学年とも集中して特集し、いじめの態様について考察するため、各学年でイラストやコミックスを活用し、自分事として考えやすく取り組めるよう工夫がされていること。</li> </ul>

日程第8

議案第18号

令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する  
教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定  
に基づき、令和6年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則  
第9条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

令和5年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## 令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する 教科用図書の採択について

令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、次のとおり採択する。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和6年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料＜令和5年6月北海道教育委員会作成＞のすべての図書を採択する。

○学校教育法（抜粋）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ③ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。

(昭二八法一六七・昭四五法四八・昭五八法七八・平一一法一六〇・一部改正、平一九法九六・旧第二十一条線下)

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(昭二八法一六七・全改、昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一八法八〇・一部改正、平一九法九六・旧第百七条・一部改正)

日程第 9

議案第 19 号

令和 5 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村  
別結果掲載の件（非公開）

令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会  
が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することを同意しようとす  
るものであります。

令和 5 年 8 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第 10

議案第 20 号

契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出  
の件（非公開）

契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 5 年 8 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

教推第51-2号

令和5年8月28日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

契約締結について（申出）

このことについて、別添のとおり契約を締結いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）  
〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月31日条例第21号

改正

昭和50年6月27日条例第47号

昭和52年6月24日条例第35号

平成5年3月29日条例第9号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 芽室町契約条例（昭和29年条例第14号）は、廃止する。

附 則（昭和50年条例第47号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要なかつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第3条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第11

議案第21号

請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和5年8月28日提出

茅室町教育委員会教育長 程野仁

教推第51-3号

令和5年8月28日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

契約締結について（申出）

このことについて、別添のとおり契約を締結いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

平成25年5月1日議決

改正

平成26年12月24日議決

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項（昭和59年12月25日議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を250万円以内の額で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
- 4 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

附 則（平成26年12月24日議決）

この議決は、平成27年5月1日から施行する。

日程第12

議案第22号

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出  
の件（非公開）

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和5年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

教推第38-3号

令和5年8月28日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に關すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要なかつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。